



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 ANAホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 片野坂 真哉
(コード番号 9202 東証第1部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
グループ総務・CSR部長 原 雄三
(TEL . 03-6735-1001)

「内部統制システムの基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 30 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を改定することを決議しましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

本改定は、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえたものです。

以 上

「内部統制システムの基本方針」

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 「ANAグループ・コンプライアンス規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役及び常勤監査役で構成される「グループCSR推進会議」を設置し、コンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案及び推進する。ANAグループの役職員の行動準則となる「社会への責任ガイドライン」を制定し、全役職員が閲覧できる環境を整備する。
 - ・ ANAグループにおけるコンプライアンスに関する相談・通報窓口である「ヘルプライン」及びグループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、コンプライアンス組織体制を整備する。
 - ・ 当社及び子会社におけるCSR活動の責任者として「CSRプロモーションオフィサー」、CSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、コンプライアンスに関する役職員への啓蒙活動を実施するとともに、グループ内イントラネット上に専用ホームページを開設する等コンプライアンス意識の浸透を図る。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会をはじめとする重要な意思決定又は取締役に対する報告等、その職務に係る情報については、記録媒体方式の如何を問わず、法令及び文書の作成・整理・保管及び廃棄に関する「文書管理規程」に則り管理を行い、取締役・使用人が検索・閲覧可能な状態で保管する。
 - ・ 監査役は、業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。
 - ・ 文書の保存・管理状況についてはグループ監査部が内部監査を行い、実効性を確保する。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ ANAグループにおけるトータルリスクマネジメントに関する基本事項を規定した「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役及び常勤監査役で構成される「グループCSR推進会議」を設置し、トータルリスクマネジメントに関する重要方針や重要事項を審議・立案及び推進する。
 - ・ 当社及び子会社におけるCSR活動の責任者として「CSRプロモーションオフィサー」、CSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、リスク管理活動を推進する。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ グループ経営理念を制定し、ANAグループの存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有する。
 - ・ グループ経営ビジョンの達成に向けて、グループ経営戦略等を策定し、これに基づいて役員個々人の業績目標を設定する制度を導入する。これにより達成すべき目標を明確化するとともに、目標の連鎖を図ることとする。また、それぞれの計画・目標は定期的にレビューを行うことで、より適正且つ効率的な業務執行を行う。
 - ・ 役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統などを「業務分掌規程」「職務権限規程」等に規定し、役職員の権限や裁量の範囲を明確化する。
 - ・ 執行役員制度を採用することにより意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行上の重要な案件については、グループ経営戦略会議において、合議制に基づく意思決定を行う。
- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 子会社の業務の遂行状況をグループ経営戦略会議の報告事項とする。また子会社の監査役による監査状況をグループ監査役連絡会の報告事項とする。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づく、グループを包含したリスク管理・危機管理体制の構築を通じて、グループ経営の安定性・効率性を高める。
 - ・ リスク管理・危機管理体制の状況についてはグループCSR推進会議の報告事項とし、進捗管理を行う。
 - ・ 子会社におけるCSR活動の推進者であるCSRプロモーションリーダーを対象としてCSRプロモーションリーダー会議を定期的実施し、リスク管理・危機管理における情報共有・教育を行う。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ グループ経営理念に基づき、子会社のマネジメントに関する基本原則として「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」を定める。
 - ・ 「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」に基づき、子会社各社と「グループ・マネジメント・ルール」を締結し、各社の業績目標達成のために必要な経営管理を行う。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの教育・啓蒙を推進する。
 - ・ グループ内部監査を実施する「グループ監査部」を設置し、当社及びグループ各社の業務監査・会計監査を実施する。
- (6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 取締役は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置する。

- (7) 前号(6)の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役室の使用人は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行う。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 取締役及び使用人は、監査役に対して、取締役会・グループ経営戦略会議等の社内の重要な会議を通じて、コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務執行状況等を報告する。
 - ・ 使用人は、「稟議規程」に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行う。
- ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 子会社における重要な事象については「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づき当社への報告を義務付け、報告された内容については当社が監査役に報告する。
 - ・ 当社常勤監査役と子会社各社の監査役は、「グループ監査役連絡会」を定期的開催し、監査状況について報告及び情報交換を行う。
 - ・ グループ監査部及び会計監査人は、適宜、当社の監査役に対して、子会社の監査状況についての報告及び情報交換を行う。
 - ・ 子会社の使用人等から「ヘルプライン」に相談・通報された内容を取りまとめ、重要項目についてはグループCSR推進会議及び当社の監査役に報告を行う。
- (9) 前号(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、「ANAグループ・内部通報取扱規則」において、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対して不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 取締役は、監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保するべく予算を措置する。
- (11) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を開催するとともに、監査役は取締役会・グループ経営戦略会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
 - ・ 取締役は、監査役とグループ監査部が連携を進め、より実効的な監査の実施が可能な体制の構築に協力する。

以上